

デジタルPMOについて

デジタルPMO(番号制度に関する情報伝達のインフラ)

社会保障・税番号制度の運用開始に向け、国・地方自治体・各データ保有機関の連携を図るため、番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール「デジタルPMO」サイトを公開。



文書一括管理・
公開機能

データ標準
確認機能

FAQ・
問い合わせ
機能

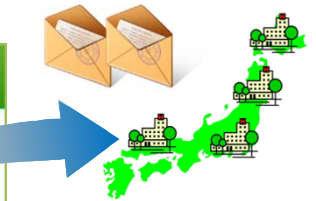
文書一括管理・公開機能

- 情報保有機関が番号制度の導入推進において閲覧する各種文書を一括管理・公開し、番号制度に関する情報の集約を図る。

情報保有機関(地方公共団体等)

番号制度に関する
ドキュメントを一括表示

The screenshot shows the Digital PMO My Number Project interface. At the top, there are navigation links: トップページ, ドキュメント, 特定個人情報, FAQ, アカウント. A search bar is present with buttons for 検索 and クリア. On the left, a sidebar lists file types: ガイドライン(4), 操作マニュアル(1), ファイルフォーマット, PowerPoint(1), PDF(2), URL(2), 工程, 基本設計(4), 製造(1). The main content area displays search results for '情報保護評価書' (Information Protection Evaluation Document) and 'ポータル操作マニュアル' (Portal Operation Manual). Each result includes a date range (e.g., 2014/03/26 ~ 2014/04/24) and a link to the document. A red stick figure icon points to the search bar area.



- 関係省庁および内閣官房から発出された情報を参照・保管

- 関係省庁が管理している各種公開文書をデジタルPMOで一括管理
- 公開する文書に、インデックス(工程、公開先等)を付与



- 内閣官房が管理している各種公開文書をデジタルPMOで一括管理
- 情報保有機関向けに、能動的に文書発出およびその他関連情報を発信する機構を整備。



関係省庁

内閣官房

データ標準確認機能 — 特定個人情報 —

- 複雑・膨大なデータ標準(特定個人情報詳細)を効率的に確認できるよう、各種視点(特定個人情報・手続き情報・照会者・提供者)で検索閲覧。

特定個人情報

照会者
提供者

手続き情報

照会者
提供者



Digital PMO
MyNumber Project

特定個人情報一覧 (法令)

住民基本台帳法
第七條第四号
世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

児童扶養手当
第四條第二項第四号
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六條の四第一項に規定する里親に委託されているとき

検索 クリア

Topに戻る

該当の特定個人情報の内容を表示



Excel形式で出力・保存可能

特定個人情報	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情
情報提供者	市町村長	

【情報提供側情報】

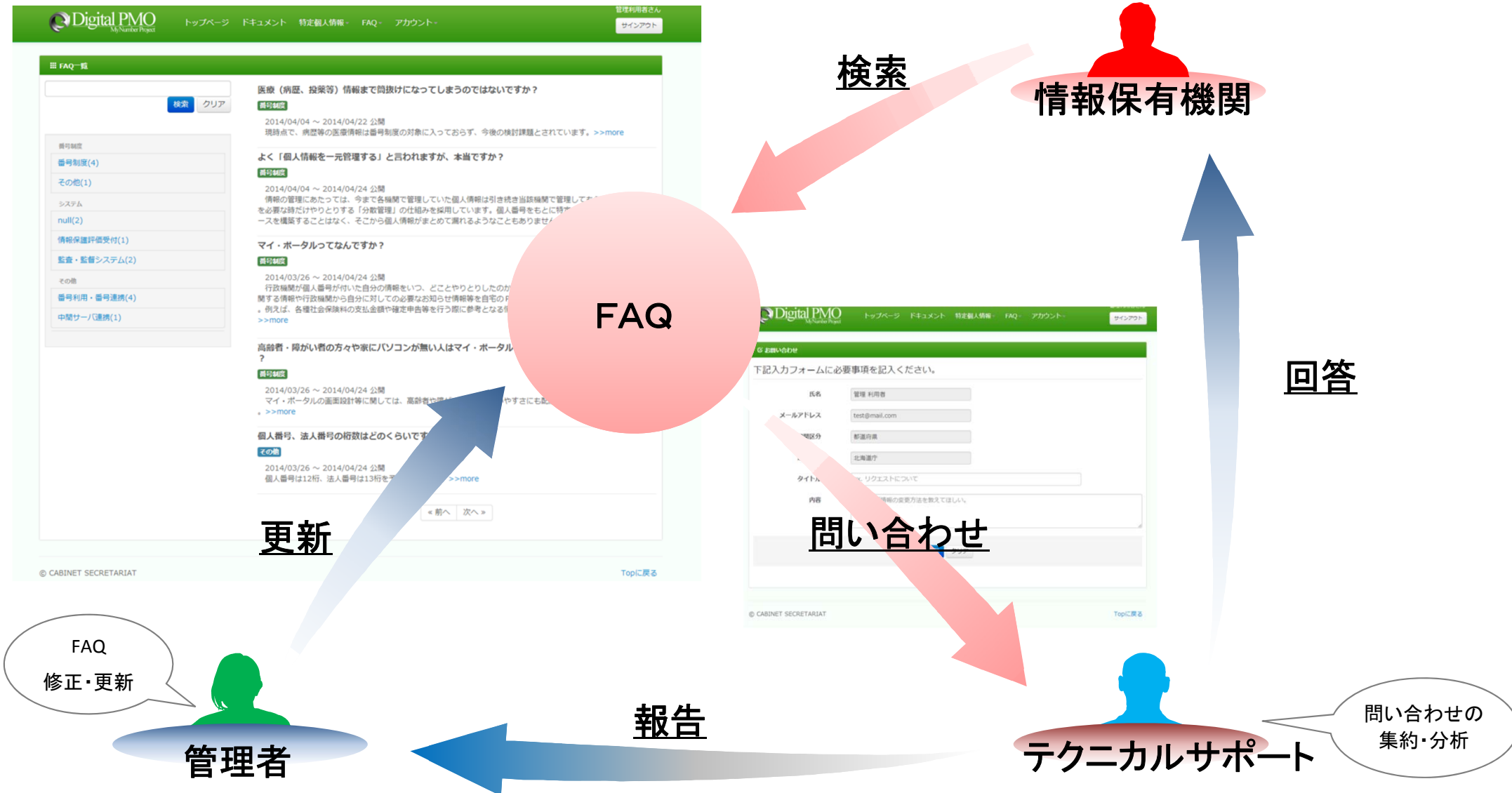
項番	データ項目	データ型	桁数	コード	コード内容
1	支給対象児童数				
2		3	9	2	
3		3	9	2	
4		3	6	2	

項番	項目名	桁数	コード	コード内容	厚-保-73
1	世帯主				
2		2		続柄	○
3		2		続柄	○
4		2		続柄	○

情報照会者	都道府県知事等	情報照会者	社会福祉協議会	情報照会者	社会福祉会
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○

FAQ・問い合わせ機能

- 「FAQ」と「テクニカルサポート」の連携により、情報保有機関からの問い合わせに対応。
- 問い合わせ内容を分析、頻出質問への回答をFAQに反映させ、円滑な事業推進をサポート。



テクニカルサポートについて

テクニカルサポートについて

テクニカルサポートは、情報提供ネットワークシステムに接続する情報保有機関におけるマイナンバー対応準備作業が円滑に進行するよう、課題や不明点、懸念事項などが発生した場合、情報保有機関からの問い合わせへの一元的対応窓口として設置される。問い合わせチャンネルは、デジタルPMOツール上のWebフォームおよび電話とする。

